

議案第84号

武藏野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武藏野市長職務代理者  
武藏野市副市長 伊藤英穂

## 武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第1条の2 この条例において 「遺族」とは、次に掲げる者 をいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出を<u>していな</u> <u>いが</u>、職員の死亡当時事実 上婚姻関係と同様の事情に あつた者を含む。）</p>	<p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第1条の2 この条例において 「遺族」とは、次に掲げる者 をいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出を<u>しない</u> が、職員の死亡当時事実上 婚姻関係と同様の事情にあ つた者を含む。）<u>又は職員</u> <u>の死亡の当時において、パ</u> <u>ートナーシップ制度の相手</u> <u>方（武蔵野市男女平等の推</u> <u>進に関する条例（平成29年</u> <u>3月武蔵野市条例第1号）</u> <u>第2条第12号に規定するパ</u> <u>ートナーシップの届出を受</u> <u>理したことを証する書面の</u> <u>交付又は同号に規定するパ</u> <u>ートナーシップ制度と同等</u> <u>の制度であると市長が認め</u> <u>る他の地方公共団体のパー</u> <u>トナーシップに関する制度</u> <u>による証明を受けたパート</u> <u>ナーシップ制度の相手方で</u> <u>あって、職員と同居し、か</u> <u>つ、生計を一にしているも</u> <u>のをいう。以下同じ。）で</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

	<u>あつた者</u>	
(2)から(4)まで (略) 2から4まで (略)	(2)から(4)まで (略) 2から4まで (略)	
(失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から4まで (略)	(失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から4まで (略)	
5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) (略) (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額 (3)及び(4) (略) (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公	5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) (略) (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ制度の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額 (3)及び(4) (略) (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公	字句の追加

<p>共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p>	<p>共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項 (パートナーシップ制度の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ制度の相手方」とする。) に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p>	<p>字句の追加</p>
--	--	--------------

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第10条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に退職する者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手當については、なお従前の例による。

### (提案理由)

武藏野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえるほか、所要の改正を行うものである。